

○東京藝術大学戦略企画インテリジェンスユニット要項

〔平成26年6月19日
制 定〕

改定 平成27年10月22日 平成28年3月24日
平成29年12月21日 平成30年4月10日
令和5年10月26日

(設置)

第1条 本学学長の下に、東京藝術大学戦略企画インテリジェンスユニット（以下「ユニット」という。）を置く。

(目的)

第2条 ユニットは、本学が戦略的に取り組む事項についての情報収集、分析・評価を行い、本学における大学改革・機能強化に向けた企画立案を行うことを目的とする。

(任務)

第3条 ユニットは、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる任務を遂行する。

- (1) 国内外の教育研究の動向、芸術系大学の取組、文部科学省等の施策その他大学の諸活動に関する情報を収集、分析・評価
- (2) 本学における大学改革・機能強化に向けた企画立案
- (3) 教員の教育研究活動への支援
- (4) その他目的を達成するために必要な事項

(組織)

第4条 ユニットの構成員は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) ユニット・リーダー
- (2) ユニット・サブリーダー
- (3) ユニット・アドミニストレーター

2 ユニット・リーダーは、理事又は副学長のうちから学長が指名する者をもって充てる。

3 ユニット・サブリーダーは、ユニット・アドミニストレーターのうちからユニット・リーダーが指名する者をもって充てる。

4 ユニット・アドミニストレーターは、特任教員、協力教員及び協力職員をもって充てる。(ユニット・リーダー)

第5条 ユニット・リーダーは、ユニットの任務を掌理する。

2 ユニット・リーダーの任期は3年の範囲内で学長が定め、再任を妨げない。ただし、ユニット・リーダーの任期の末日は、当該ユニット・リーダーを指名する学長の任期の末日以前でなければならない。

(副室長)

第6条 ユニット・サブリーダーは、ユニット・リーダーを補佐するとともに、ユニット・リーダーに事故があるときには、その職務を代行する。

2 ユニット・サブリーダーの任期は3年の範囲内でユニット・リーダーが定め、再任を妨げない。ただし、ユニット・サブリーダーの任期の末日は、当該ユニッ

ト・サブリーダーを指名するユニット・リーダーの任期の末日以前でなければならない。

(特任教員)

第7条 第3条の任務を専門的に行うため、ユニットに特任教員を置くことができる。

2 特任教員の就業については、「東京藝術大学有期雇用職員就業規則」を適用するものとする。

(協力教員及び協力職員)

第8条 協力教員及び協力職員は、次の各号に掲げる者とする。

(1) 各学部副学部長のうちから、学長及び当該学部長が選考する者 各1人

(2) 大学院映像研究科教授会構成員のうちから、学長及び大学院映像研究科長が選考する者1人

(3) 大学院国際芸術創造研究科教授会構成員のうちから、学長及び大学院国際芸術創造研究科長が選考する者1人

(4) 企画総務課所属職員のうちから学長及び事務局長が選考する者 若干人

(5) その他、学長が任命する者

(ワーキンググループ)

第9条 ユニットは、本学における大学改革・機能強化に向けた企画立案に関して個別的又は専門的事項を調査・検討するため、ワーキンググループを置くことができる。

2 ワーキンググループに関する事項は、別に定める。

(庶務)

第10条 ユニットの庶務は、企画総務課において処理する。

(雑則)

第11条 この要項に定めるもののほか、ユニットの運営等に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この要項は、平成26年6月19日から施行する。

附 則

この要項は、平成27年11月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成30年1月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成30年4月10日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この要項は、令和5年11月1日から施行する。